

令和2年度

指 定 管 理 者
監 査 報 告 書

八代市監査委員

八 市 監 第 2 3 7 号
令 和 3 年 3 月 1 5 日

八 代 市 長 中 村 博 生 様
八 代 市 議 会 議 長 中 村 和 美 様

八代市監査委員 江 崎 眞 通
八代市監査委員 上 原 治
八代市監査委員 古 嶋 津 義

指定管理者監査の結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告書を提出します。

なお、本指定管理者監査における指摘事項について措置を講じたときは、同条第14項の規定に基づき、その旨を通知願います。

目 次

○ 株式会社 いずみ

1	監査の基準	1
2	監査の種類	1
3	監査の対象	1
4	監査の着眼点	1
5	監査の実施内容	2
6	監査の実施場所及び日程	2
7	指定管理の概要	3
8	監査の結果	5
9	意見・要望	8
	参考資料	10

1 監査の基準

この監査は、八代市監査基準（令和2年3月17日監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく指定管理者監査

3 監査の対象

- (1) 団体の名称 株式会社 いずみ（以下「(株) いずみ」という。）
- (2) 主管課 泉支所地域振興課

4 監査の着眼点

監査においては、八代市監査基準に従い、施設の運営管理が適切に行われているか、利用促進が図られているかなどを主眼とし、次の事項を着眼点として実施した。

(1) 団体に関する事項

- ア 施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
 - (ア) 市や市長等との協議、通知、各種報告は協定どおりなされているか。
 - (イ) 協定の内容に反する第三者への委託を行っていないか。
 - (ウ) 管理に関する経費の請求、受領は協定どおりなされているか。
 - (エ) 事業報告書の提出は期限内になされているか。
 - (オ) 事業報告書は適正に作成されているか。
 - (カ) 経費節減は図られているか。
 - (キ) 住民の平等利用は確保されているか。
- ウ 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。
 - (ア) 利用料金はあらかじめ承認を得ているか。
 - (イ) 利用料金の収納は適正に行われているか。
 - (ウ) 利用料金は、管理経費に充当され適正に運用されているか。
- エ 利用促進のための努力はなされているか。
- オ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。
- カ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。
- キ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規定は、整備されているか。

(2) 主管課に関する事項

- ア 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- (ア) 指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は条例に規定されているか。
- (イ) 利用料金制を採用している場合、条例に規定されているか。また、指定管理者が利用料金を定める場合、利用料金は合理的なものになっているか。その承認の手續は適正に行われているか。
- イ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (ア) 指定管理者に管理を行わせる施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定期間等について、議会の議決を経ているか。
- (イ) その他指定の手續は条例等に基づき適正に行われているか。
- ウ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- エ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (ア) 管理する施設及び業務の内容は明確になっているか。
- (イ) 指定管理者との間の経費の負担区分は明確になっているか。
- (ウ) 条例等に定められた管理の範囲を超える内容となっていないか。
- (エ) 個人情報の保護に関して必要な措置を講じているか。
- オ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手續等は適正になされているか。
- カ 事業報告書の点検は適切になされているか。
- キ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- ク 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。
- (ア) モニタリングのチェックは十分か。
- (イ) 実査等行っているか。

5 監査の実施内容

(1) 監査の範囲

平成29年度から令和元年度における指定管理に係る施設の管理、会計処理等に関する事務の執行。なお、必要に応じて他年度の執行分も対象とした。

(2) 監査の方法

上記(1)の事務を対象として、監査対象団体及び主管課から提出された事務事業の執行状況等の資料及び関係書類について、代表取締役等からの説明を受け、関係諸帳簿と証拠書類との照合による審査を行うとともに、関係職員から聴取・質疑を行った。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 対象団体の聴取・質疑

八代市公民館生涯学習室及び監査委員事務局

(2) 実施日程

令和3年2月4日から令和3年2月19日まで

7 指定管理の概要

(1) 指定管理施設の概要

施設名	所在地及び施設概要
八代市ふれあいセンターいずみ (以下、「ふれあいセンター」という。)	泉町下岳 3296 番地 1 木造 (一部 RC) 造 一部二階建て ・延床面積 1,860.9 m ² 食材提供施設 (レストラン)・特産品展示販売・会議室・和室・娛樂室・体験工房
八代市農林産物流通加工施設 (以下、「加工施設」という。)	泉町栗木 49 番地 RC 造平屋建て ・延床面積 282.5 m ² 製菓加工室・こんにゃく加工室・漬物加工室・乾燥 総菜加工室・集出荷室

(2) 対象団体の概要

令和 2 年 4 月 1 日現在

名 称	株式会社 いずみ
設立年月日	平成 10 年 4 月 1 日
所在地	八代市泉町下岳 3296 番地 1
役員・従業員	代表取締役 福岡 博司 取締役 4 名 監査役 2 名 従業員 13 名
設立の目的	産業経営を活性化させ地域振興を図り、官民一体となり各産業相互の連携を深め、中核施設であるふれあいセンター及び加工施設の管理運営の受託を行うことを目的として、旧泉村 (市町村合併後は八代市) 出資の第三セクターとして設立された。
主な事業	(1) 観光施設の管理運営に関する事業 (指定管理施設) 下記施設の利用申請受付、利用許可及び料金徴収並びに施設及び設備の維持管理及び修繕 ① ふれあいセンター ② 加工施設 (2) 自主事業 ① 食堂・レストラン・喫茶店の経営及び管理 ② 土産品店の経営及び管理 ③ 農畜産物・林産物・きのこ類の加工及び販売

(3) 指定管理の状況

ア 選定方法

八代市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条第2号に基づき、公募によらない指定管理者の候補者の選定による。(※現指定期間の第4期)

イ 指定管理期間

平成18年4月1日から指定管理者制度を導入し、次の指定期間で指定管理者が施設の管理運営を行っている。

指定管理期間		指定管理者	選定方法
第1期	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで(2年)	(株) いずみ	非公募
第2期	平成21年4月1日から平成26年3月31日まで(5年)	(株) いずみ	公募
第3期	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで(5年)	(株) いずみ	公募
第4期	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで(5年)	(株) いずみ	非公募

ウ 指定管理料

平成29年度	平成30年度	令和元年度
11,320千円	11,320千円	10,982千円

※ 利用料金制採用

8 監査の結果

ふれあいセンター及び加工施設の指定管理事務について、(株) いずみにあつては施設の管理運営に関する業務において、主管課にあつては(株) いずみに対する指定管理業務の指導面において、一部に改善すべき事項が見受けられたので以下に記述する。

指摘事項について、措置を講じた場合には、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を通知いただきたい。

なお、監査の際に見られた事務処理上留意すべき簡易な事項については、口頭で改善の要望を行ったので記述を省略するが、指摘事項と同様に改善を図っていただきたい。

(1) 団体に関する指摘事項

ア 協定等に基づく義務の履行について

業務仕様書・協定書においては、指定管理者に履行を義務付ける業務が記載されているにもかかわらず、下記のように履行されていないものがあった。

- ・ 毎月終了後10日以内に管理運営月報等を市に提出することが仕様書で規定されているが、提出が遅れているもの
- ・ 2月末までに、翌年度に係る事業計画書を市に提出することが仕様書で規定されているが、提出が遅れているもの
- ・ 施設の維持管理業務を他に委託する場合は、市の承認を得ることが協定書に規定されているが、市の承認を得ずに委託しているもの
- ・ 自主事業を実施する場合は、市の承認を得ることが協定書に規定されているが、市の承認を得ずに実施しているもの

指定管理者の指定の法令上の位置づけは、契約とは異なり「指定」という行政処分であるが、協定書は行政処分の附款とされており履行義務が生じるため、協定等に基づき適切に義務を履行していただきたい。

イ 利用促進について

加工施設の休館日について、変更申請書を提出し市の承認を得たうえで休館日を土曜日・日曜日に変更していた。

加工施設条例においては、定例の休館日は毎週月曜日と規定(第5条第1項)され、さらに、「加工施設の管理上必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。」と規定(同条第2項)されており、協定書においても条例と同様に規定されている。

加工施設においては、恒常的に休館日を土曜日・日曜日としており、加工施設における(株) いずみの自主事業の勤務形態に合わせてこのように変更しているとのことであるが、特に住民に周知することもなくこれ以外の日も休館日としていた。

この運用は、広く住民が利用するための公の施設の平等利用が確保されているとは言えないため、休館日の取扱いについて、主管課と協議を行い適正な管理を行っていただきたい。

ウ 公の施設の管理に係る収支会計経理について

指定管理業務の執行において、自主事業と区別することで指定管理業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理するため、本市の「公の施設の指定管理者制度に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に基づき、仕様書において指定管理者に専用口座（管理口座）による管理を求めている。

指定管理業務と自主事業の経理は区分して整理することが必要であるが、事業計画書・報告書・総勘定元帳・決算書では指定管理業務と自主事業の経理が明確に整理・区分されておらず、専用口座も開設されていなかった。

経理の区分により公の施設の管理に係る収支会計経理を把握し、適正な指定管理とするため、指定管理業務と自主事業の経理の区分について、検討を行っていただきたい。

（２）主管課に関する指摘事項

ア 設置条例について

ふれあいセンター条例及び加工施設条例においては、指定管理者が行う「管理の基準」として、休館日、使用制限（利用の許可、利用の制限、原状回復義務）が規定されているが、開館時間について規定がない。

開館時間については、住民が施設を利用するにあたっての基本的な条件であり、地方自治法第244条の2第4項、「地方自治法の一部を改正する法律の公布について」（平成15年7月17日付け総行第87号 総務省自治行政局長通知）や本市のガイドラインにおいて条例に規定すべきものとされているため、条例改正について検討を行っていただきたい。

イ 管理に関する協定等の締結について

機械警備を除く、空調設備・浄化槽・自動ドア・自家用電気工作物・消防設備の維持管理・点検業務の再委託やレストラン業務等の自主事業について、市の承認を得ずに実施され、委託先役員に暴力団等関係者がいないかの確認もされていなかった。

協定締結前に必要書類の提出を求め、自主事業が施設の管理業務を妨げないか、再委託先業者が必要な資格を有するなど履行能力があるか、一括再委託となっていないか、八代市契約等からの暴力団等排除措置に関する要綱に基づき委託先役員に暴力団等関係者がいないか確認した上で、適正に協定締結を行っていただきたい。

ウ 指定管理者との間の経費の負担区分について

協定書におけるリスク分担表では、1件当たり10万円未満の施設の修繕については、指定管理者が負担することとされているにもかかわらず、市の予算から10万円未満の施設修繕料が支出されていた。

これらの修繕費用は、協定書に基づき指定管理者が負担すべきものである。リスク分担表等に基づき、適正な事務を行っていただきたい。

エ 管理に関する経費の算定について

ふれあいセンター及び加工施設の指定管理委託料の積算においては、施設の維持管理業務を行うため、事務補助として臨時職員等の人件費が算入されている。

しかし、これまでの指定期間中、加工施設は（株）いずみが自主事業で使用するのみで、専任の事務補助としての臨時職員は配置していない。

また、光熱水費の積算においては、電気料金の基本料金のみを算入し、電力量料金が算入されていなかった。

今後の指定管理委託料の積算にあたっては、実態に即した適正な積算根拠に基づき算定していただきたい。

オ モニタリングについて

協定書・仕様書等において規定された指定管理者が行うべき業務や、事業計画書に記載された業務など、指定管理者が履行すべき業務について、新規特産品の開発や職員研修、利用者アンケートなど一部実施されていない業務や、取組が不十分と思われる業務、業務報告書の提出の遅れ等があるが、未実施・取組不十分な業務に対して、主管課から指定管理者に対して指導や改善指示、モニタリングによる評価への反映がされていなかった。

指定管理者制度においては、指定管理者による管理運営が適正かつ効果的であるかを確認し、必要な指導、助言・監督を行う責任がある。

今後は、本市の「指定管理者制度導入施設におけるモニタリング・評価に関するマニュアル」に基づき、指定管理者に対する助言・指導など適正なモニタリングを行っていただきたい。

9 意見・要望

ふれあいセンター及び加工施設については、農林産物の販売促進、地域住民の雇用の創出、地元と都市部の住民の交流拠点として、市町村合併前の平成9年に開館し、当初は旧泉村直営で管理運営されていたが、平成10年度から旧泉村出資の第三セクターである(株)いずみが管理運営を行い、市町村合併後の平成18年度に指定管理者制度を導入し、(株)いずみを指定管理者として、施設の管理及び運営が行われてきたところである。

施設の利用状況については、両施設とも利用者数は横ばい傾向にある。

平成29年度から令和元年度までの指定管理の収支を見ると、平成29年度は222千円の黒字、平成30年度は935千円の黒字、令和元年度は504千円の黒字となっている。

これは、加工施設では赤字となったものの、ふれあいセンターで黒字となったことによるものである。

施設ごとの内訳は、平成29年度は、ふれあいセンターは2,719千円の黒字、加工施設は2,496千円の赤字、平成30年度は、ふれあいセンターは3,140千円の黒字、加工施設は2,205千円の赤字、令和元年度は、ふれあいセンターは2,743千円の黒字、加工施設は2,240千円の赤字となっている。

指定管理業務においては、その協定書及び仕様書において、収支決算書の提出が求められているが、提出されたものは、市からの指定管理業務と(株)いずみの自主事業が区別されず、法人全体として作成されたものであり、結果として指定管理業務の収支状況が判然としないものであった。

適正な指定管理とするため、指定管理業務と自主事業の経理の区分を行っていただきたい。

また、管理及び運営に関する業務においては、市の承認を得ていない休館日の変更、再委託及び自主事業の実施や、業務報告書・事業計画書の提出の遅れなど、条例や協定書等に基づかない事例が一部に見られた。

加工施設については、(株)いずみの自主事業のみの利用となっており、公の施設にもかかわらず、実態は(株)いずみの専用施設となっている。加工施設は、広く地域住民が利用し、地域住民の所得向上などを目的として設置されていることから、施設利用についても検討する必要があると思われる。

指定管理業務については、指定管理制度の目的達成のために、関係条例、協定書等に必要事項が規定されている。適正な管理運営となるよう協定書等の遵守について徹底を図っていただきたい。

ふれあいセンター及び加工施設は、少子高齢化が急速に進行する泉支所管内において、産業経営を活性化させ地域振興を図るための中核施設である。

今後はより一層、適正な施設の管理を行うとともに、更なる利用者の増加を図るため、(株)いずみにおいては、利用者の要望把握、人材育成の促進に努め、主管課においては、

指定管理制度のメリットが十分発揮されるように（株）いずみと緊密な連携を図り、適時適切な指導、助言を行っていただきたい。

【施設利用者数及び使用料収入の状況】

(単位：人、円)

施設名	利用状況	平成29年度	平成30年度		令和元年度				
			前年増減	前年比	前年増減	前年比			
ふれあいセンターいずみ	レストラン炉丹	収入額	1,212,000	1,212,000	0	100.0%	1,279,746	67,746	105.6%
		利用者数	20,560	19,863	△ 697	96.6%	22,528	2,665	113.4%
	特産品ショップ	収入額	1,824,000	1,824,000	0	100.0%	1,959,492	135,492	107.4%
		利用者数	32,804	32,687	△ 117	99.6%	31,804	△ 883	97.3%
	コミュニティ	収入額	2,702,869	2,671,482	△ 31,387	98.8%	1,827,351	△ 844,131	68.4%
		利用者数	247	280	33	113.4%	283	3	101.1%
	本部	収入額	5,078,718	5,080,378	1,660	100.0%	5,214,138	133,760	102.6%
小計	収入額	10,817,587	10,787,860	△ 29,727	99.7%	10,280,727	△ 507,133	95.3%	
	利用者数	53,611	52,830	△ 781	98.5%	54,615	1,785	103.4%	
農林産物流通加工施設	収入額	2,739,398	2,739,398	0	100.0%	2,852,776	113,378	104.1%	
	利用者数	1,960	1,960	0	100.0%	1,946	△ 14	99.3%	
総計	収入額	13,556,985	13,527,258	△ 29,727	99.8%	13,133,503	△ 393,755	97.1%	
	利用者数	55,571	54,790	△ 781	98.6%	56,561	1,771	103.2%	

【収支の状況】

(単位：円)

収 益	平成29年度	平成30年度	令和元年度
使用料	3,014,489	2,983,102	2,965,231
指定管理料	10,481,486	10,481,486	10,075,219
その他	61,010	62,670	93,053
合 計	13,556,985	13,527,258	13,133,503

費 用	平成29年度	平成30年度	令和元年度
人件費	8,286,408	8,045,044	7,964,780
広告宣伝費	872,594	811,548	844,403
光熱水費	1,664,508	1,664,508	1,661,088
施設管理諸費（警備委託・衛生管理費等）	770,895	761,727	825,639
修繕費	430,427	8,260	202,400
その他	1,309,999	1,301,113	1,131,611
合 計	13,334,831	12,592,200	12,629,921

収 支	222,154	935,058	503,582
-----	---------	---------	---------